ページ	П	新
	IH	701
	第1章 総論	第1章 総論
	第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	1 指定地方行政機関	
3	(17) 第三管区海上保安本部	(17) 第三管区海上保安本部
	ア 海上における治安維持	<u>ア 災害予防</u>
	イ 海上における船舶交通の安全確保	(ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
	ウ 海難の際の人命及び船舶の救助	(イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
	エ 災害時における緊急海上輸送の確保	(ウ) 港湾の状況等の調査研究
	オ 流出油等の海上災害発生時の防ぎょ及び拡大防止措置	<u>イ 災害応急対策</u>
	カ 災害時における情報の収集及び予警報の伝達並びに避難の勧告又は指示	(ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達
		(イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
		(ウ) 活動体制の確立
		(エ) 船艇、航空機等による海難救助等
		(オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
		(カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
		(キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
		(ク) 排出油等の防除等
		(ケ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
		(コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
		(サ) 海上における治安の維持
		(シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保
		<u>安に関する措置</u>
		(ス) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
		ウ 災害復旧・復興対策

ページ	旧				
	第4節 県の自然条件	第4節			
7	3 地質の概要	3 地質			
	(略)	(略)			
	また、本県の北西縁にあたる長野県境の青崩峠(浜松市水窪町)から浜松市佐久間町浦川にか	また、			
	けては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑	間町浦川			
	岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩など	晶片岩々			
	の火成岩、変成岩が分布する。	片麻岩			
	第6節 予想される災害と地域	第6節			
1 1	3 地震・津波	3 地震			
	略	略			
	本県における近年の大地震としては、1930(昭和 5)年の北伊豆地震(M7.3)、1935(昭和	本県			
	10)年の静岡地震 (M6.4)、1944 (昭和 19)年の東南海地震 (M7.9)、1974 (昭和 49)年の伊豆	10) 年			
	半島沖地震 (M6.9)、1978 (昭和 53) 年の伊豆大島近海地震 (M7.0) などがある。	半島沖			
		湾を震			
	とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東	とり			
	海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域で	海地震			
	は、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、	は、100			
	<u>約 150 年</u> の間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。	<u>150</u> 年			
	最近では、1996(平成 8)年 10月の川根町直下を震源とするM4.3の地震や、2001(平成 13)	最近			
	年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.1の地震は、プレート境界の固着のはがれを促	震や、			
	進するタイプの地震であり、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されてい	界の固			
	る。現在、県内には 300 箇所以上の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測	<u>る M6.</u>			
	を行っている。	員打合			
	略	一段と			
		測機器			
	4 土石流・地すべり・がけ崩れ	4 土石			
	「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が1,573箇所、地すべり防止区	「土ね			
	域が177箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,136</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>2,475</u> 箇所(いずれも平	域が177			
	成20年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。	成21年月			

第4節 県の自然条件

3 地質の概要

また、本県の北西縁にあたる長野県境の青崩峠(浜松市<u>天竜区</u>水窪町)から浜松市<u>天竜区</u>佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。

新

第6節 予想される災害と地域

3 地震・津波

本県における近年の大地震としては、1930 (昭和 5) 年の北伊豆地震 (M7.3)、1935 (昭和 10) 年の静岡地震 (M6.4)、1944 (昭和 19) 年の東南海地震 (M7.9)、1974 (昭和 49) 年の伊豆半島沖地震 (M6.9)、1978 (昭和 53) 年の伊豆大島近海地震 (M7.0)、2009 (平成 21) 年の駿河湾を震源とする地震 (M6.5) などがある。

とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、1996(平成 8)年 10 月の川根町<u>(現島田市川根町)</u>直下を震源とするM4.3の地震や、2001(平成 13)年 4 月の静岡市の一部で震度 5 強を記録したM5.1 の地震は、プレート境界の固着のはがれを促進するタイプの地震であり、2009(平成 21)年 8 月の駿河湾を震源とする M6.5 の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されている。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

4 土石流・地すべり・がけ崩れ

「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が<u>1,576</u>箇所、地すベリ防止区域が177箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<u>1,151</u>箇所及び土砂災害警戒区域が<u>3,932</u>箇所(いずれも平成21年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

ページ			旧						新		
	第2章 災害予防計画					第2章	災害予防計画				
	第1節 河川災害予防計画	画				第1節	河川災害予防計	画			
1 3	2 河川の治水対策					2 河川	の治水対策				
	本県の一、二級河川は5						一、二級河川は	533河川、流路延县	€2,862.3km、要整	備延長は1,863.8㎞	nである。(<u>平成22</u>
	年3月31日現在) これに対	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			年 3 月 31	<u> 日現在</u>) これに	対し、県は、社会	資本整備重点計画は	こ基づき整備を促済	進する。
	か年計画(平成10年1月30		1兆円) に沿い整備	を図った。平成2	1年度は 、社会資						
	本整備重点計画に基づき	整備を促進する。									
	第3節 港湾漁港保全災害	善				第3節	港湾漁港保全災	害防除計画			
1 4	県営の港湾海岸の総延り	長は81.7km、県営漁	港海岸の総延長は	35.4kmであり、そ	のうち海岸保全	県営の	港湾海岸の総延	長は81.7km、県営	漁港海岸の総延長	は35.4kmであり、	そのうち海岸保全
	事業対象としている計画系	延長は、 <u>港湾</u> にあっ [、]	ては清水港ほか6%	巷(延長 <u>6.7</u> km)、県	具営漁港にあって	事業対象	としている計画	延長は、 <u>県営港湾</u>	こあっては清水港に	まか 6 港(延長 <u>8.4</u> k	m)、県営漁港にあ
	は焼津漁港ほか5港(4.4	km) である。				っては焼	津漁港ほか5港	(<u>延長</u> 4.4km) であ	っる。		
	第4節 道路、橋りょうジ	災害防除計画				第4節	道路、橋りょう	災害防除計画			
1 4	・落石等による道路交通危険	美 箇所数		(平成8年度調整	<u>5</u>)	・落石等	等による道路交通危険			(平成8年度調査))
	道路種別	落石、崩落	その他	計			道路種別	落石、崩落	その他	<u>=====================================</u>	
	一般国道	237	302	539				237 800	302 278	539 1,078	
	主要地方道	800	278	1,078			一般県道	443	200	643	
	一般果道計	1,480	200 780	643 2,260			計	1,480	780	2,260	
	<u> </u>	1,460			洛保全室)				(4	·部地方整備局、県道路	保全課)
			ζ i								
	第5節 土砂災害防除計画	画				第5節	土砂災害防除計	画			
	5 土砂災害のソフト対策	策				5 土砂	災害のソフト対	策			
1 6	(2) 土砂災害警戒情報の	の提供				(2) 土	砂災害警戒情報	の提供と活用			
	略					略					
	市町は土砂災害警戒情報	報が発表された場合	、厳重な警戒に努	めるとともに、土	二砂災害警戒区域	市町は	土砂災害警戒情	報が発表された場	合、厳重な警戒に	努めるとともに、:	上砂災害警戒情報 上砂災害警戒情報
	 等に対し、必要に応じて過	壁難勧告等を発令す	る。			補足情報	最配信システム等	を活用し、土砂災	害警戒区域等に対	して、必要に応じ [、]	て避難勧告等を発
			-			令する					_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
						1. / 9					

ページ	旧	新
	(3) 土砂災害危険箇所の周知	(3) 土砂災害危険箇所の周知
	略	略
		(4)「土砂災害に対する防災訓練」の実施
		県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。
		<u> </u>
	第9節 通信施設等整備改良計画	 第 9 節 通信施設等整備改良計画
	37.0 以	37.0 即一起旧龙队平正佣队区目邑
1 8	5 気象観測施設の充足整備	 5 気象観測施設の充足整備
1 0		・気象観測施設の現況 (平成22年4月1日現在)
	・気象観測施設の現況 (<u>平成21年4月1日現在</u>) 関係機関名 雨量観測施設 風向・風速観測施設	関係機関名 雨量観測施設 風向・風速観測施設
	対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象	気 象 庁 <u>30 (30)</u> 17
	<u> </u>	国土交通省 <u>84(84)</u> <u>12</u>
		静 岡 県 126 (111) <u>16</u>
	計 <u>230 (215)</u> <u>47</u>	計 <u>240 (225)</u> <u>45</u>
	()内はテレメーター	()内はテレメーター
	第16節 防災のための調査研究	 第16節 防災のための調査研究
		第10日 例 例 V > / C W > V 剛 直 W / L
2 4	2 土地条件調査上における地域別主要問題点	2 土地条件調査上における地域別主要問題点
	(7) 天竜川流域	(7) 天竜川流域
	イ 天竜川の流失土砂の問題	イ 天竜川の流出土砂の問題
	第17節 住民の避難誘導体制	 第17節 住民の避難誘導体制
	为11的 正式少型程的 守怀的	为11的 正尺少短來的 守怀顺
2 5	2 避難誘導体制の概要	2 避難誘導体制の概要
2 0	(3) 警戒避難基準の設定	(3)警戒避難基準の設定
	市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報等を用いてあらかじめ設	市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等
	定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。県はこの基準の設定及び見直しについ	
	て、必要な助言等を国から受け市町に伝えるものとする。	設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝えるものとする。
		RACAURE OF A CORRESPONDED A DECEMBER OF THE DE

ページ	旧	新
	第22節 災害時要援護者支援計画	第22節 災害時要援護者支援計画
2 8	2 災害時要援護者支援体制の整備 (1)災害時要援護者支援体制 市町は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。略 (2)災害時要援護者の把握 市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している災害時要援護者情報を積極的に活用し、自主防災組織における災害時要援護者台帳の整備を促進するとともに、災害時要援護者の状況の把握に努める。 市町は、民生委員、児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。	2 災害時要援護者支援体制の整備 (1)災害時要援護者支援体制 市町は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。略 (2)災害時要援護者の把握 市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している災害時要援護者情報を積極的に活用し、自主防災組織における災害時要援護者台帳の整備を促進するとともに、災害時要援護者の状況の把握に努める。 市町は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。
	第3章 災害応急対策計画 第5節 災害広報計画	第3章 災害応急対策計画 第5節 災害広報計画
4 0	3 報道機関に対する協力 (1) <u>情報発表</u> 責任者 県(災害対策本部)が報道機関に <u>対し、情報を発表する場合の情報発表</u> 責任者は広報局長(報道総括)とする。 略	 3 報道機関に対する協力 (1)報道対応責任者 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は広報局長(報道総括)とする。 略
	4 広報機関の活用 (2) 市町広報機関 災害応急対策上必要な事項を各市町を通じ広報しようとする場合は、その都度市町に依頼す るものとする。 市町長は、依頼を受けたときは、有線放送、同報無線、 <u>広報車等</u> あらゆる広報手段を使って広 報するものとする。	4 広報機関の活用 (2) 市町広報機関 災害応急対策上必要な事項を各市町を通じ広報しようとする場合は、その都度市町に依頼するものとする。 市町長は、依頼を受けたときは、有線放送、同報無線、コミュニティFM、広報車等あらゆる広報手段を使って広報するものとする。

旧	新
第7節 避難救出計画	第7節 避難救出計画
6 市町長の要求に基づく県の実施事項 (2)当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制 <u>収用</u>	6 市町長の要求に基づく県の実施事項 (2) 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制 <u>使用</u>
第8節 食料供給計画	第8節 食料供給計画
5 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 資料編(19-3-3)の「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに ついての協定書」に基づき、市町長は関東農政局静岡農政事務所長(地域課長を含む。)又は政府 所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。	5 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 資料編(19-3-3)の「災害救助法 <u>又は国民保護法</u> が発動された場合における災害救助用米穀 の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市町長は関東農政局静岡農政事務所長(地域課長を 含む。)又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請す るものとする。
第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画
2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 対象品目 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、 <u>茶碗、皿、箸等</u> 茶わん、皿、はし等	2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 対象品目 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画
2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2)住宅応急修理 ア 修理対象者 災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者	2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 住宅応急修理 ア 修理対象者 災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は 大規模場補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	第7節 避難救出計画 6 市町長の要求に基づく県の実施事項 (2) 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制収用 第8節 食料供給計画 5 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 資料編 (19-3-3) の「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市町長は関東農政局静岡農政事務所長 (地域課長を含む。)又は政府所有食糧を保管する合庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。 第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 対象品目 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等 茶わん、皿、はし等 第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 2 災害救助法に基づく県の実施事項 (2) 住宅応急修理 ア 修理対象者

ページ	旧	新
	第18節 交通応急対策計画	第18節 交通応急対策計画
5 5	両の使用者に対し、「緊急標章」資料編(10-3-9)及び <u>「証明書」</u> 資料編(10-3-10)を交付する。 (4)緊急通行車両の事前届け出 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、 災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出 をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて <u>「届出済証」</u>	応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編(10-3-9)及び <u>「緊急通行車両確認証明書」</u> 資料編(10-3-10)を交付する。 (4)緊急通行車両の事前届け出 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、 災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出 をすることができる。
	第20節 社会福祉計画	第20節 社会福祉計画
5 7	2 実施事項 (3) り災者の生活相談 ア 実施機関 市町(被害が大きい場合は県と共催) イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談 ウ 協力機関 県、県社会福祉協議会、法律扶助協会静岡県支部、民生・児童委員、日本赤 十字社静岡県支部、その他関係機関 (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け ア 実施機関 社会福祉協議会(県、市町) イ 協力機関 県、市町、民生・児童委員 ウ 貸付対象 り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む。) エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による (5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け ア 実施機関 県(健康福祉センター)、市(中核市に限る。) イ 協力機関 専 (健康福祉センター)、市(中核市に限る。) イ 協力機関 専 (健康福祉センター)、市(中核市に限る。) ク 貸付対象 り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。)	2 実施事項 (3) り災者の生活相談 ア 実施機関 市町(被害が大きい場合は県と共催) イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談 ウ 協力機関 県、県社会福祉協議会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社 静岡県支部、その他関係機関 (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け ア 実施機関 社会福祉協議会(県、市町) イ 協力機関 県、市町、民生委員・児童委員 ウ 貸付対象 り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む。) エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による (5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け ア 実施機関 県(健康福祉センター)、市(中核市に限る。) イ 協力機関 市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員 ウ 貸付対象 り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。)

ページ	IH	新
	エ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	エ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
	(6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等	(6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等
	アー実施機関	アー実施機関
	(7) 児童 県、市町	(ア) 児童 県、市町
	(4) 18 歳以上 市町	(イ) 18 歳以上 市町
	イ 協力機関	イ 協力機関
	(ア) 児童 <u>民生・児童委員</u> 、身体障害者相談員	(ア) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
	(イ) 18 歳以上 <u>民生・児童委員</u> 、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所	(イ) 18 歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	略	略
	第23節 水防計画	第23節 水防計画
6 0	2 水防組織	2 水防組織
	(3) 水防本部	(3) 水防本部
	水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるもの	水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるもの
	とする。	とする。
	水防本部長(知事)	水防本部長(知事)
	水 防 長 <u>(建設部長)</u>	水 防 長 (<u>交通基盤部長</u>)
	副水防長(建設部理事)	副水防長(交通基盤部理事)
	本 部 付(管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾各局長) その他の職員(管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班)	本 部 付(管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾各局長) その他の職員(管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班)
	下熱沼富静島御袋浜	
		水水水水水水水水
		防防防防防防防防防防
	(注) 水防区長は土木事務所長とする。各土木事務所の区域は資料編(6-1)のとおり。	(注) 水防区長は土木事務所長とする。各土木事務所の区域は資料編(6-1)のとおり。

ページ	旧	新
6 7	第29節 電力施設災害応急対策計画 2 電力会社の地域分担 東京電力㈱ 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部 中部電力㈱ 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、新居町、芝川町の一部	第29節 電力施設災害応急対策計画 2 電力会社の地域分担 東京電力㈱ 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡中部電力㈱ 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部
6 9	第31節 突発的災害に係る応急対策計画 1 主旨 この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の <u>沈没</u> 、ガス爆発などの突発的災害により多数 の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるもの とする。	第31節 突発的災害に係る応急対策計画 1 主旨 この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の <u>海難</u> 、ガス爆発、 <u>大規模な排出油等事故</u> など の突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に 必要な措置を定めるものとする。
	2 県の体制 (1) 突発的災害応急体制 ア 設置基準 (7) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき(航空機の墜落、列車の転覆、船舶の <u>沈没</u> 又はガス爆発などの事故) 略 イ 組織 <u>危機管理局、厚生部管理局</u> 、必要な所属、事故現場を管轄する地域危機管理局及び必要な出先機関で構成する。 ウ 任務 (略) エ 消防本部の県、国への報告 消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに <u>危機対策室</u> 及び消防庁応急対策室に連絡する。	2 県の体制(1) 突発的災害応急体制ア 設置基準

ページ		付策編 <i>)</i> 新旧对照表 新
	(県危機管理局)	
6 9	NTT 有線 静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	(<u>県危機管理部</u>)
	電話 054-221-2072 <u>5*(又は8*)-700-6030</u> FAX 054-221-3252 <u>5*(又は8*)-700-6250</u> ※5は地上系、8は衛星系	電話 054-221-2072 <u>地上系 5-700-6030</u> 衛星系 8-700-6030
	次のは近上が、のは開生が	FAX 054-221-3252 地上系 5-700-6250 衛星系 8-700-6250
7 0	(2) 災害対策本部の設置	(2) 災害対策本部の設置
	ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、 <u>表2</u> に掲げる機関に連絡する。	ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、 <u>表1</u> に掲げる機関に連絡する。
	(3) 災害対策本部の実施する応急対策 イ 各機関への要請 (ウ) 消防庁、他都県への応援要請 被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、 <u>表3</u> に掲げる消防庁、中部圏 9 県と名古 屋市(「災害応援に関する協定書」)、関東知事会の構成都県(「震災時等の相互応援に関する協定」) 等に応援要請をするものとする。 (エ) 緊急医療活動実施のための要請 a 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、企画経理室を通じて要請する。 b 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、医療室を通じて、(社)県医師会、(社)県病院協会等に協力を要請する。	屋市(「災害応援に関する協定書」)、関東知事会の構成都県(「震災時等の相互応援に関する協定」) 等に応援要請をするものとする。 (エ) 緊急医療活動実施のための要請 a 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、健康福祉部管理局を通じて要請する。 b 県医師会等への要請

ページ	旧	新
7 2	表 1 「緊急時連絡票」	「火災・災害等即報要領」様式1~4
	消防本部名 (担当者)	この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに <u>県危機対策課</u> 及び <u>消防庁応急対策</u>
	連絡先電話番号	<u>室</u> に連絡してください。 第1号様式 (火災)
	事 故 の 種 別 1 航空機の墜落 2 列車の転覆 3 船舶の沈没 4 ガス爆発	第 報告日時 平成年月日時分 都道府県 静岡県 市町村 (消防庁受信者氏名 (消防本部名)
	5 その他()	※ 爆発を除く。 報告者
	発生日時	火災種別 1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他 出火場所 静岡市
	被害の状況	出火日時 月日時分 (鎮圧日時)(月日時分) (覚知日時)(月日時分) 鎮火日時月日時分 火元の業態・ 事業所名 (公ままにな)
		用 途 (代表者氏名) 出火箇所 出火原因 死者(性別・年齢) 人
	応急対策の状況	死 傷 者 負傷重症 人 理 由 中等症 人 軽症 人
	他機関の応援 (有の場合は、自衛隊、日赤、医師の派遣などだけでなく、必要人員、必要な救助活動な	構造 建築面積 m [*] 建物の概要
	希望の有無 ど概略でも結構ですから記載してください。) (有・無)	全焼 棟 建物焼損床面積 m² 焼損 半焼 棟 建物焼損表面積 m²
		焼損程度 計棟 焼損面積 程度 部分焼棟 ぼや 棟
		り災世帯数 世帯 気象状況 消防本部(署) 台 人 消防活動状況 消防団 台 人
	※この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生	
	場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに <u>県危機対策室</u> 及び <u>消防庁防</u>	
	報室に連絡してください。	活動状況
		災害対策本部 等の設置状況 その他参考事項
		(注)第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

ページ	旧	新
		第2号様式 (特定の事故) 第 報
		初生口味 TH C C C C C C C C C
		1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 報音 日時 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
		事故名 3 原子力施設等に係る事故 市町村
		4 その他特定の事故 (消防本部名) tn th オ
		消防庁受信者氏名
		事 故 種 別 1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他()
		発生場所
		事業所名 特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種) 第二種、その他
		発見日時 月 日 時 分
		発生日時 月 日 時 分 鎮火日時 月 日 時 分 (覚知日時) 月 日 時 分 (如理京文) 日 日 時 分
		(処理完了) 月日時分
		消防覚知方法
		物質の区分 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 物質 名 5 毒劇物 6 RI等 7 その他() 物質 名
		施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()
		施設の概要
		区分
		事故の概要 死者(性別・年齢) 負傷者等
		重症 人
		一 外 傷 者 中等症 人 軽 症 人
		出場機関 出場人員 出場資機材
		事自衛防災組織人
		消防防災 業共同防災組織 人 活動状況 所その他 人
		及 び 消防本部(署) 台
		救 急・救 助 消 防 団 岩 人
		活動状況
		警戒区域の設定 月日時分 自衛隊 人 使用停止命令 月日時分 その他 人
		災害対策本部
		等の設置状況 その他参考事項
		(注) 笠 却については 臣則して 登加20八円由る可坐が四つ ハネフ姓回る記書して
		(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」
		等)記入して報告すれば足りること。)

ページ	旧	新
		第3号様式 (救急·救助事故等) 第 報
		報告日時 平成 年 月 日 時 分
		都道府県 静岡県
		市町村
		(消防本部名) 消防庁受信者氏名 報告者
		火災種別 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態
		発生場所
		発生日時 月日 時分 覚知方法 (覚知日時) (日日 日日 日日
		事故等の概要
		死者 (性別・年齢) 負傷者等 人
		死 傷 者 重 症 人(人)
		計 人 中等症 人(人)
		不明 人 軽 症 人(人)
		救助活動の要否
		要救護者数 (見込)
		消防•救急•救助活動状況
		災害対策本部 等の設置状況
		その他参考事項
		(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) 記入して報告すれば足りること。)

ページ	旧	新
		第4号様式 (その1)
		(災害概況即報) 報告日時平成 年 月 日 時 分 数 第四周
		都道府県 静岡県 市町村
		消防庁受信者氏名 (消防本部名)
		災害名 (第 報) 報告者
		発生場所 発生日時 月 日 時 分
		災
		概
		死傷者 人不明 人 食傷者 人計 人計 人計 人計 全壊 棟 半壊 棟 床上浸水 棟
		被
		状
		災害対策本部の (都道府県) (市町村)
		設 置 状 況
		応 応 急 対 策
		対
		(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して
		報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」
		等)記入して報告すれば足りること。)

ページ	旧	新	
		第4号様式 (その2) (被害状況即報)	
		都道府県 区 分 被 害	
		災害名 流失·埋設 ha	
		災害名 冠 水 ha	
		*	
		報告番号 Z Z Z N ha N N N N N N N N N	
		人 月 日 時現住/ 人 教 旭 故 所	
		区 分 被 害 橋 りょう 筒	
		死 者 人 河 川 簡	
		为 的 行方不明者 人 港 湾 所	
		被	
		棟 崖くずれ ^歯 所	
		全	
		住 人 被害船舶 隻	
		半	
		家人。	
		一部損壊 世帯 他 ブロック塀等	
		被	
		床上浸水構	
		床下浸水増加り災者数人	
		人	
		非 公共建物棟 災発 住家 の他棟 (契格) (全をの他件)	
		生 そ の 他 棟 生 そ の 他 件	

			l	日 ————————————————————————————————————				新		
$\frac{1}{ ext{ $										
							N T	T 04-	4ππ 4/ch	
機	関 名 応 急 対 策	N T 室 03-525		防災無線 8-90-49013)	機		N T 03-5253-79		災無線 O-49013)	
	部警備部災害対策			3 90 490 (3)	県警察本部警任		054-271-0			
	『地域課 航空				県警察 本部地域 熱 密地 方 年 名 公		054-622-6		96-9106	
静岡地方気	〔象台 防災業務	課 054-28	6-3521	836-9106	静岡地方気象台	则火未伤味	054-286-3	021 63	100	
陸上自衛隊第	第34普通科連隊第3	科 0550-8	9-1310	839-9106	陸上自衛隊第34		0550-89-1		9-9106	
	隊第1航空団防衛			843-9106	新空自衛隊第一 海上自衛隊横須		053-472-1 046-822-3		3-9106 4-9106	
	隊 横 須 賀 地 方 総 監 杲 安 部 警 備 救 難			844-9106 835-9106	清水海上保安音		054-353-0		4-9106 5-9106	
	民安部 警備救難			834-9106	下田海上保安音		0558-25-0		34-9106	
						. 数 🖂 自 士 如	054.050.0	404	0.0406	
	· 字 社 静 岡 県 支 県 医 師			838-9106	日本赤十字(社)静 岡 県		054-252-8 054-246-6		8-9106	
西口木電信電	(話(株)静岡支店災害対策	室 054-20	5-9122		西日本電信電話(株)	阿支店災害対策室	054-205-9	122		
	力機沼津支				東京電力		055-951-3			
	力 ㈱ 静 岡 支				中部電力(054-273-9 054-284-7			
	㈱環境安全推進 エルピーガス協				静 岡 瓦 斯 ㈱ 環 (社)静 岡 県 エ ル		054-255-2			
深 岬 相 红7	エルヒーカス協	2 004-250	J 2701							
	(株)静岡支社管理部総務				東海旅客鉄道(株)静岡 鉄道(株)		054-284-2 054-254-5			
	(株)総 務 部 総 務 道路㈱静岡管理事務				中日本高速道路		054-286-5			
	見 道 路 公	***			静岡県	路公社	054-254-3			
日 本 通	運(株)静 岡 支				日本通運(社)静岡県ト		054-254-3 054-283-1			
(社)静岡県	見トラック協	会 054-28	3-1910		(江八郎) 両 ※ 1・		004 285 1	910		
NHK静	聞放送局総務	部 054-25	4-4171		NHK静岡的		054-254-4			
	送(株)報道						054-284-8 054-261-6			
	ビ 静 岡 報 道				(株)静岡朝日テ		054-251-3			
	日テレビ報道制作 ヨテレビ報道				(株)静 岡 第 一 号		054-283-6	515		
	こム放送(株)編成制作					关(株)編成制作部	053-457- <u>1</u>	<u>153</u>		
静岡エノエ	L A IX 达(林/襦 IX 前 TF	部 053-45	7- <u>1151</u>			C (19) (1) (1) (1) (1)				
静岡エノエ	- 乙以达(松補及削下	部 053-45	7- <u>1151</u>							
	_ △ JJX 这个水 補 JX 和 TF	部 053-45	7- <u>1151</u>		表 2					
	- 山以 22代於 爾 戌 即 丁卜	部 053-45			表 2			24		
3_		部 053-45		<u>災無線</u> 衛星系	表 2	名 N			災無線 衛星系	
機 [関名		防	災無線 衛星系 8-048-500-90-49013		名 N		防 地上系 8-90-49013	災 無 線 衛星系 8-048-500-90-490	013
機 陽	関名 「	N T T	防地上系	衛星系	機関	名 N 可策室 O3-	T T	地上系 8-90-49013	衛星系 8-048-500-90-490	013
3 機 ¹ 消防庁応 富山県 <u>消防</u> 石川県危	関 名 Ni 急 対 策 室 (ci 機 対 策 課 (ci 機 対 策 課 (ci)	N T T - 03-5253-7527	防 地上系 8-90-49013	衛星系8-048-500-90-49013	機関	名 N 可策室 O3- 機管理課 O76	ТТ	地上系	衛星系	013
3 機 陽 消防疗应 富山県 <u>消防</u> 石川県危機な福井県危機な	関 名 N i 急 対 策 室 (・危機管理課 (j 機 対 策 課 (対策・防災課 (N T T - 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 <u>防災</u> ・危	名 N 可策室 O3- 機管理課 O76 可策課 O76	T T — -5253-7527 6-444-3187	地上系 8-90-49013 8-16-3363	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363	
3 機	関名 「 ・ 危機管理課 (・ 危機管理課 (・ 機対策課 (対策・防災課 (・ 管理防災課 (N T T	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020231-5209	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 <u>防災</u> ・危 石 川 県 危 機 福井県危機対策 長野県危機管 E	名 N 可策室 O3- 機管理課 O76 可策課 O76 可策課 O77 防災課 O77 防災課 O26	T T ——————————————————————————————————	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208	1
機	関 名 N i 急 対 策 室 (・ 危機管理課 (対策・防災課 (対策・防災課 (防 災 課 (N T T - 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308 026-235-7184 058-272-1125	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 <u>防災</u> ・危 石 川 県 危 機 福井県危機対策 長野県 危 機管 E 岐 阜 県 防	名 N 可策室 O3- 機管理課 O76 可策課 O76 可策課 O76 防災課 O26 災 課 O58	T T ——————————————————————————————————	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020-231-5208 8-021-400-2-2746	1
3 機	関名 () () () () () () () () () (N T T D3-5253-7527 D76-444-3187 D76-225-1482 D776-20-0308 D26-235-7184 D58-272-1125 D52-954-6193	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23-21	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 <u>防災・危 石 川 県 危 機 福井県危機</u> 対策 長 野 県 危 機 惇 阜 県 防 愛 知 県 災 害	名 N 対策室 O3- 横管理課 O76 対策課 O76 が災課 O26 災災課 O58 対策課 O52	T T ——————————————————————————————————	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250	1
3 機	関 名 「 (i 急 対 策 室 (N T T - 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308 026-235-7184 058-272-1125 052-954-6193 059-224-2189	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23- <u>21</u> 8-24-11	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 <u>防災</u> ・危 石 川県 <u>房災</u> ・危 機 福井県危機対策 長 野 県 危 機 惇 則 岐 阜 県 災 町 東 県 野 県 野 県 野 県 野 県 野 県 野 県 野 県 野 県 野 県	名 N 対策室 O3- 横管理課 O76 対策課 O76 が災課 O26 災災 課 O58 対策課 O52 対策課 O52	T T — -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2189	1
機 防 二 福長 岐愛三 滋	関名 名	N T T D3-5253-7527 D76-444-3187 D76-225-1482 D776-20-0308 D26-235-7184 D58-272-1125 D52-954-6193	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23-21	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 <u>防災・危 石 川 県 危 機 福井県危機</u> 対策 長 野 県 危 機 惇 阜 県 防 愛 知 県 災 害	名 N 対策室 O3- 数管理課 O76 対策課 O76 対策課 O26 災災課 O58 対策課 O52 対策課 O52	T T ——————————————————————————————————	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250	1
3 機 防 県 川 県県 阜 東 県 県 地市 高石福野 阜 知 重 賀古屋 大 県 県 地市	関名	N T T 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308 026-235-7184 058-272-1125 052-954-6193 059-224-2189 077-528-3432	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23- <u>21</u> 8-24-11	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 55 億 6 機 福井県危援 6 機 福井県危機 9 章 章 長 6 機 9 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	名 N 対策室 O3- 数管理課 O76 対策課 O76 が災課 O26 災 課 O58 対策課 O55 対策	T T ——————————————————————————————————	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2189 8-025-100-820	1 6
3 機 防 県川県県 を 数三 強名 東県県市 郡 防 機 機 県 災防震消 防 原 県 県 地市 郡 節 の で が の で が で が で が で が で が で が で が で が	関 名 () () () () () () () () () (N T T 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308 026-235-7184 058-272-1125 052-954-6193 059-224-2189 077-528-3432 052-972-3522	助上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23- <u>21</u> 8-24-11 8-25-823	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023- <u>900-21</u> 8-024-101-8-2189 8-025-100-823	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 55 億 仓 機 福井県危機 福井県危機 福野県 阜 県 災 防 愛 知 里 県 炎 防 要 里 県 県 炎 防 要 里 県 県 で 路 質 屋 市 消 防 販 東 京 都 防 災	名 N 対策室 O3- 数管理課 O76 対策課 O76 が災課 O26 災策課 O58 対策課 O58 対策	T T — -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189 7-528-3432	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2189	1 6
3 機 防 県川井野 阜知重賀古 京城 医二 滋名 東茨城 医二 激光 医 大	関名 名	N T T 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308 026-235-7184 058-272-1125 052-954-6193 059-224-2189 077-528-3432 052-972-3522 03-5388-2456	助上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23- <u>21</u> 8-24-11 8-25-823	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189 8-025-100-823	機 関 消 防 庁 応 急 富山県 55 億 6 機 福井県危援 6 機 福井県危機 9 章 章 長 6 機 9 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	名 N 対策室 O3- 対策室 O7- 対策課 O7- 防災課 O5- 災策 O5- 災策 O5- ジガ策室 O5- ジガ策室 O5- ジガザチーム O5- 対策 O5- O5- O5- O5- O5- O5- O5- O5-	T T — -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189 7-528-3432 2-972-3522 -5388-2456	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2189 8-025-100-820	1 6
3 機 防 県川井野 阜知重賀古 京城木馬 原心 危機 機 県災防震消 防消消危 県県地市 都県県県	関 名	N T T 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308 026-235-7184 058-272-1125 052-954-6193 059-224-2189 077-528-3432 052-972-3522 03-5388-2456 029-301-2885 028-623-2127 027-226-2245	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23- <u>21</u> 8-24-11 8-25-823 8-13-5227 8-08-611 8-09-7502 8-10-353	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189 8-025-100-823 8-013-100-2-25-051 8-008-600-2882 8-009-500-2136 8-010-300-2244	機 関 消 防 原	名 N 対策室 O3- 対策室 O7- 対策理課 O7- 対策課 O7- 防災課 O5- 災策 課 O5- 災策 第一 O5- 対策 第二 O3- 方災 課 O2- 方災 課 O2- 方災 課 O2-	T T — -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189 7-528-3432 2-972-3522 -5388-2456 9-301-2885	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820 8-13-770227 8-08-612	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2189 8-025-100-820 8-013-100-2-25-05 8-008-600-2882	1 6
3 機 防 県川井野 知重賀古 京城木馬玉 川井野 知重賀古 京城木馬玉 東県 地市 都県県県県	関 名	N T T D3-5253-7527 D76-444-3187 D76-225-1482 D776-20-0308 D26-235-7184 D58-272-1125 D52-954-6193 D59-224-2189 D77-528-3432 D52-972-3522 D3-5388-2456 D29-301-2885 D28-623-2127 D27-226-2245 D48-830-3184	助上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23-21 8-24-11 8-25-823 8-13-5227 8-08-611 8-09-7502 8-10-353 8-11	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189 8-025-100-823 8-013-100-2-25-051 8-008-600-2882 8-009-500-2136 8-010-300-2244 8-011-200-6-3171	機 関 消 面 意	名 N 可 策 室 O3- 蒙管理課 O76 可 策 理課 O76 可 策 理課 O76 可	T T -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189 7-528-3432 2-972-3522 -5388-2456 9-301-2885 8-623-2127 7-226-2244 8-830-3184	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820 8-13-770227 8-08-612 8-09-7502	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2189 8-025-100-820 8-013-100-2-25-05 8-008-600-2882 8-009-500-2136	11
3 機 防 黑川井野 知重賀古 京城木馬玉葉明県原島 県県地市 都県県県県県県県県県市 都県県県県県県県	関 名	N T T 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 076-20-0308 026-235-7184 026-235-7184 0552-954-6193 059-224-2189 077-528-3432 052-972-3522 03-5388-2456 029-301-2885 028-623-2127 027-226-2245 048-830-3184 043-223-21 <u>76</u>	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23-21 8-24-11 8-25-823 8-13-5227 8-08-611 8-09-7502 8-10-353 8-11 8-12-7611	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189 8-025-100-823 8-013-100-2-25-051 8-008-600-2882 8-009-500-2136 8-010-300-2244 8-011-200-6-3171 8-012-500-7296	機 関 消 防 所 災 危	名 N 可策室 O3- 蒙管理課 O76 可策 (C)	T T -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189 7-528-3432 2-972-3522 -5388-2456 9-301-2885 8-623-2127 7-226-2244 8-830-3184 3-223-21 <u>63</u>	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820 8-13-770227 8-08-612 8-09-7502 8-10-353 8-11-6-3184 8-12-7296	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020-231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2186 8-025-100-820 8-013-100-2-25-05 8-08-600-2882 8-09-500-2136 8-010-300-2244 8-011-200-6-3184 8-012-500-7296	1
我 機 防 山川井野 阜知重賀古 京城木馬玉葉奈 川川県 阜知重賀古 京城木馬玉葉奈 一	関 念 機	N T T 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 0776-20-0308 026-235-7184 058-272-1125 052-954-6193 059-224-2189 077-528-3432 052-972-3522 03-5388-2456 029-301-2885 028-623-2127 027-226-2245 048-830-3184 043-223-21 <u>76</u> 045-210-3430	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23-21 8-24-11 8-25-823 8-13-5227 8-08-611 8-09-7502 8-10-353 8-11 8-12-7611 8-14-21	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189 8-025-100-823 8-013-100-2-25-051 8-008-600-2882 8-009-500-2136 8-010-300-2244 8-011-200-6-3171 8-012-500-7296 8-014-100-21	機 関 消 后	名 N 可策室 O3- 蒙管理課 O76 可策 (C)	T T -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189 7-528-3432 2-972-3522 -5388-2456 9-301-2885 8-623-2127 7-226-2244 8-830-3184 3-223-2163 5-210-3430	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820 8-13-770227 8-08-612 8-09-7502 8-10-353 8-11-6-3184 8-12-7296 8-14-9721	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020-231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2186 8-025-100-820 8-013-100-2-25-05 8-08-600-2882 8-09-500-2136 8-010-300-2244 8-011-200-6-3186 8-012-500-7296 8-014-400-3456	1
3 機 防 山川井野 印画 京城木馬玉葉奈梨	関 念 機	N T T 03-5253-7527 076-444-3187 076-225-1482 076-20-0308 026-235-7184 026-235-7184 052-954-6193 059-224-2189 077-528-3432 052-972-3522 03-5388-2456 029-301-2885 028-623-2127 027-226-2245 048-830-3184 043-223-21 <u>76</u>	防 地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-211 8-21-671 8-23-21 8-24-11 8-25-823 8-13-5227 8-08-611 8-09-7502 8-10-353 8-11 8-12-7611	衛星系 8-048-500-90-49013 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-2171 8-020-231-5209 8-021-400-2-2746 8-023-900-21 8-024-101-8-2189 8-025-100-823 8-013-100-2-25-051 8-008-600-2882 8-009-500-2136 8-010-300-2244 8-011-200-6-3171 8-012-500-7296	機 関 消 防 所 災 危	名 N 可策室 O3- 蒙管理課 O76 可策 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	T T -5253-7527 6-444-3187 6-225-1482 76-20-0308 6-235-7184 8-272-1125 2-954-6193 9-224-2189 7-528-3432 2-972-3522 -5388-2456 9-301-2885 8-623-2127 7-226-2244 8-830-3184 3-223-21 <u>63</u>	地上系 8-90-49013 8-16-3363 8-17-4288 8-18-111 8-20-213 8-21-671 8-23-1128 8-24-11 8-25-820 8-13-770227 8-08-612 8-09-7502 8-10-353 8-11-6-3184 8-12-7296	衛星系 8-048-500-90-490 8-016-111-3363 8-017-111-4289 8-018-111-61-217 8-020-231-5208 8-021-400-2-2746 8-023-600-5250 8-024-101-8-2186 8-025-100-820 8-013-100-2-25-05 8-08-600-2882 8-09-500-2136 8-010-300-2244 8-011-200-6-3184 8-012-500-7296	11

ページ	ΙΒ	新
	第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画	第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画
	第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画	第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画
8 5	第4章 災害応急対策 「図1 伊豆東部火山群噴火警報伝達系統図」中「陸上自衛隊(<u>第34連隊</u>)」	第4章 災害応急対策 「図1 伊豆東部火山群噴火警報伝達系統図」中「陸上自衛隊(<u>第34普通科連隊</u>)」
	第2節 富士山の火山防災計画	第2節 富士山の火山防災計画
	第2章 災害予防計画	第 2 章 災害予防計画
9 5	第6節 関係機関との連携体制の整備 2 県は、 <u>富士山の異常現象に関する情報について、</u> 山梨県 <u>と</u> 情報共有体制を整備する。	第6節 関係機関との連携体制の整備 2 県は、 <u>富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するため、「富士山火山防災対策に関する協</u> 定」(以下、「三県協定」という)に基づき、山梨県及び神奈川県と情報共有体制を整備する。
	第7節 防災訓練 1 県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織等 噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、山体周辺市町、防災関係 機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。	第7節 防災訓練 1 県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織等 噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、山体周辺市町、防災関係 機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。 また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同防災訓練を実施する。
9 7	第12節 避難活動に関する体制の整備 1 避難体制の整備 (2) 広域避難のための体制整備 オ 県は、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。	第12節 避難活動に関する体制の整備 1 避難体制の整備 (2) 広域避難のための体制整備 オ 県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
1 0 2	第3章 災害応急対策計画 第8節 一時帰宅の実施 略	第3章 災害応急対策計画 第8節 一時帰宅の実施 略 第9節 広域連携 県は、災害応急対策を実施するに当たり、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と連携して
		各種対策を実施するものとする。